

全剣連第26-290号
平成26年6月13日

神奈川県剣道連盟
会 長 殿

全日本剣道連盟
会 長 張 富 士 夫

平成26年度「少年剣道教育奨励賞」候補推薦依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、頭書の「少年剣道教育奨励賞」につきましては、既にご承知のとおり、剣道の普及、将来の発展を図るためには、少年剣道の奨励、指導の充実が現在強く求められている中で、特に、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に目立たぬ活動を続けて、剣道の底辺を支えておられる団体・組織等に対して、その労に報いるとともに、志気を鼓舞するために表彰するものです。

昨年度は、各都道府県剣道連盟並びに全日本剣道道場連盟から284件の推薦をいただき、結果として277の団体を選び表彰致しました。

つきましては、今年度も引き続き、本表彰を実施することとし、貴連盟はじめ関係団体から候補の推薦をいただきたく、下記実施要領をご参照の上、来る9月12日までに別添様式にてご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 顕彰対象

主として小・中学生の剣道指導を、相当期間にわたり地道に続けている団体・組織で、少年剣道の振興に実績を挙げていると認められ、社会的にも信用を得ているもの。

要件としては、 規模： 10名程度以上の少年を対象に、
週2日以上定例稽古日を設けて指導しているもの。

期間： 10年程度以上の活動歴があるもの。

活動： ボランティア的な活動に支えられているものを優先するが、
地区剣連、道場、その他も幅広く対象とする。

2. 推薦方法

- ・ 本顕彰は同等の表彰等受賞後5年間は対象としない。
なお、推薦に当たっては、本顕彰の趣旨に鑑み、新たな表彰を優先し、受賞後5年を超える組織・団体については、特段の事情がない限り対象としない。
- ・ 貴剣連からの推薦件数は、19ないし20件とさせていただきます。
全体で300件程度を予定している。
- ・ 表彰対象は原則として団体・組織とするが、例外的に個人を取り上げることもある。
(個人を推薦する場合は、推薦書様式の表彰対象欄に個人の氏名、年齢、職業を、
指導・活動の場(団体・組織名)と共に記入し、個人推薦である旨を明記)
- ・ 表彰者の決定は全剣連の選考委員会において行い、11月に決定の予定。
- ・ 本顕彰の募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介する。

以 上

<別添文書>

全 剣 連 第 2 6 5 号
平成16年6月17日

少年剣道（居合道・杖道）指導者（団体）への顕彰について

剣道の普及、将来の発展を図る上で、少年の剣道の奨励、指導を充実させることが特に現在求められている。

全剣連として全国各地に於いて、少年を中心に剣道を指導し、実績を挙げている団体（個人）を発掘し、労にむくいと共に志気を鼓舞するため、本年より毎年つぎの基準により、表彰することとしたい。

記

- ① 主として小・中学校生（幼稚園児含む）を10名程度以上対象にしていること
- ② 概ね10年以上継続されていること
- ③ 週2日以上稽古を実施していること
- ④ ボランティア的活動により支えられてきているものを優先するが、地区剣連、道場単位で実施されているものも広く対象としたい
- ⑤ 毎年概ね全国から200～300件を選考する
- ⑥ 配分基準は直近5カ年の初段登録者比率を参考として決定する
- ⑦ 平成14年に全剣連設立50周年記念の表彰対象となった稽古会も含め、受賞後5年間は対象外とする
- ⑧ 推薦者は各都道府県剣道連盟のほか、各剣道組織団体とする
- ⑨ 全剣連に選考委員会を設けて選考する
- ⑩ 表彰に当たっては、表彰状、賞品を授与する

以 上

なお、本募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介し、広く周知することとしたい。（直接全剣連は受付けない）

少年剣道教育奨励賞推薦書

平成 26 年 月 日

推薦都道府県剣連名 () / 件

表彰対象 団体：組織名	フリガナ -----
稽古場所	住所 〒 名称
代表者名 氏名/住所/TEL	氏名 住所 〒 TEL () -
活動期間	明治・大正・昭和・平成 年 月～ 現在 (年間)
加盟団体 (地区・支部等)	
会員数	指導者 名 ・ 少年 名 ・ 高校生一般 名
運営方針	
指導の内容 (指導方針) (稽古日数/週) 曜日に ○ 記入	少年稽古日数 日/週 (日 月 火 水 木 金 土)
過去の受賞歴	
推薦理由	
過去の本表彰受賞歴	無 ・ 有 ⇒ 平成 年

*この候補者推薦書に記載の個人情報については、全剣連の選定、表彰等に係る手続きに使用するとともに広報誌「剣窓」等に発表しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。